

◎地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（条例第33号）

- 1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第1条関係）
 - (2) 職員の育児休業等に関する条例（第2条関係）
 - (3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（第3条関係）
 - (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第4条関係）
 - (5) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第5条関係）
 - (6) 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（第6条関係）
- 2 職員の再任用に関する条例を廃止することとした。（第7条関係）
- 3 定年退職者等の再任用に関する経過措置を定めることとした。（第8条～第17条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～第4項関係）

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条の2、第13条、第14条、第16条関係）
- 2 特定地方警務官が特定任命により岩手県の警察職員となった場合の退職手当の取扱いを定めることとした。（第5条の2、第5条の3の2、附則第10項関係）
- 3 60歳に達した日以後退職した職員の退職手当の基本額の特例について定めることとした。（附則第13項～第15項関係）
- 4 60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の給料月額を受ける者に係る退職手当の基本額に係る特例について定めることとした。（附則第16項関係）
- 5 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について、所要の改正をするとともに、当分の間の取扱いを定めることとした。（第5条の3、附則第17項～第21項関係）
- 6 60歳に達した日以後退職した職員の退職手当の額の特例について定めることとした。（附則第22項関係）
- 7 その他所要の整備をすることとした。（第2条の4、第6条の2、第6条の3、第6条の5、第12条～第14条、第16条、附則第2項～第28項関係）
- 8 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、7（附則第23項～第25項関係に限る。）は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）
 - (3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第3項～第5項関係）
 - ア 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号）
 - イ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）
 - ウ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第28号）

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与の算定方法を定めることとした。（第6条、第29条、第38条、第39条、第40条の2、第41条の7、別表第1～別表第5関係）
 - (2) 60歳に達した日以後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の職員の給料について定めることとした。（附則第39項～附則第50項関係）
 - (3) 技能職員等の特定日以後の給料の特例を職員の特定日以後の給料の特例を基準として、任命権者が定めることとした。（附則第51項）

(4) その他所要の整備をすることとした。(第6条、第6条の2、第29条、第32条、第38条、第39条、第43条の2関係)

2 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正

当分の間、特定日以後の職員の給料月額が給料表に定める給料月額に100分の70を乗じた額とすることが、地方公務員法における降給と位置付けられたことから、その手続等を規定することとした。(第2条、附則第2項関係)

3 職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正

懲戒処分のうち減給処分を行う場合の減給の額が、現に受ける給料の月額及び地域手当の額の合計額の10分の1(警察官にあっては、5分の1)に相当する額を超えるときは、当該額を減ずる額とすることとした。(第4条関係)

4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

役職定年制が適用された者及びその者との権衡上必要があると認められる者に対して、給料月額を基礎として算定する特殊勤務手当を支給する場合は、給料月額に役職定年者等の特例による給料を加えて算定することとした。(附則第19項関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 暫定再任用職員に対する一般職の職員の給与に関する条例の適用について定めることとした。(附則第2項～第8項関係)

(3) 暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第9項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第36号)

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与の算定方法を定めることとした。(第7条、第24条、第26条、第29条～第31条の3、別表第1～別表第3関係)

(2) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の取扱いについて、県立学校職員の例によることとした。(第26条の14関係)

(3) 特定日以後の職員の給与について定めることとした。(附則第41項～第49項関係)

(4) その他所要の整備を行うこととした。(第7条、第7条の2、第24条、第26条、第27条の2、第29条、第30条関係)

2 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(1) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に対し、減額した給与を支給することとした。(第17条関係)

(2) 特定日以後の職員の給料の月額について、一般職の職員の給与に関する条例の規定を基準に医療局長が定めるものとする。こととした。(附則第3項～第6項関係)

(3) 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第18条、第19条関係)

3 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(1) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に対し、減額した給与を支給することとした。(第17条関係)

(2) 特定日以後の職員の給料の月額について、一般職の職員の給与に関する条例の規定を基準に企業局長が定めるものとする。こととした。(附則第3項～第6項関係)

(3) 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第18条、第19条関係)

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

(1) 教職調整額を給料とみなし、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額することとした。(第4条関係)

(2) 役職定年制が適用された者及びその者との権衡上必要があると認められる者(以下「役職定年者等」という。)に対して、教職調整額を支給する場合は、給料月額に役職定年者等の特例による給料を加えて算定することとした。(附則第2項関係)

(3) 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 暫定再任用職員に対するこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例等の適用について定めることとした。(附則第2項～第8項関係)

(3) 暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第9項関係)

◎一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部改正

定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額について定めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部改正

定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額について定めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第2条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 暫定再任用短時間職員に係る給料の調整額の取扱いについて定めることとした。(附則第2項関係)

◎職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 職員の定年を年齢65年(保健所に勤務し、又は岩手県立療育センターの指定管理者に派遣される医師及び歯科医師の定年にあつては、年齢70年)とすることとした。(第3条関係)

2 定年による退職の特例について、異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めているものを対象から除くこととした。(第4条関係)

3 地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めることとした。(第5条～第10条関係)

4 この条例の実施に必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(第12条関係)

5 定年に関する経過措置を定めることとした。(附則第8項～第14項関係)

6 その他所要の整備をすることとした。(第1条、第4条、第11条関係)

7 施行期日等

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 施行期日の前日までの間に、任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供し、同日の翌日以後における勤務の意思を確認する対象職員を、施行期日から令和6年3月31日までの間に年齢60年に達する職員とすることとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～第5項関係)

◎定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例(条例第39号)

1 地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 定年前再任用短時間勤務職員の採用について定めることとした。(第2条関係)

3 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(第3条関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎職員の高齢者部分休業に関する条例(条例第40号)

- 1 地方公務員法第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する同法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 高齢者部分休業の承認について定めることとした。(第2条関係)
- 3 高齢者部分休業の休業時間の延長について定めることとした。(第3条関係)
- 4 高齢者部分休業の承認の取消し等について定めることとした。(第4条関係)
- 5 高齢者部分休業の給与の取扱いについて定めることとした。(第5条関係)
- 6 高齢者部分休業の退職手当の取扱いについて定めることとした。(第6条関係)
- 7 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(第7条関係)
- 8 施行期日等

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎公共施設等適正管理推進基金条例(条例第41号)

- 1 県が行う公共施設その他の施設の長寿命化並びに配置及び規模の最適化を計画的に推進するための事業に要する経費の財源に充てるため、公共施設等適正管理推進基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。(第4条関係)
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)
- 6 その他基金の管理に必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)
- 7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 岩手県固定資産評価審議会の委員の任期を3年に延長することとした。(第2条関係)
- 2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 個人番号を利用することができる事務に、大学等、公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者に係る就学等に要する費用の給付に関する事務を加えることとした。(別表第1関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 特定非営利活動法人の設立の認証の申請等について情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとした。(第14条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第15条、第16条関係)

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 岩手競馬再生推進基金の額を減額することとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第17条、第21条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)